

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十九号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十四号を第六十五号とし、第四十六号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 千円の貨幣のうち鉄道開業百五十周年を記念するため発行するもの

形式		
量目	三十一・一グラム	
品位	純銀	
素材	銀	
	彩色	直径
	白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、黄土色及び緑色	四十ミリメートル

別表第三中第五十八号を第五十九号とし、第四十号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。
四十 鉄道開業百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣
別表第四に次のように加える。

七万枚

五十一 鉄道開業百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正)

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十九号」を「第五十号」に改める。

財務大臣 鈴木 俊一
内閣総理大臣 岸田 文雄